(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○地方行政委員会

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議決	備考
2	地方交付税法等の一部を改正する法律案		五七、一一、三〇	五七、一二、二四受領	五七、一二、二四付託	五七、一二、二五可決	五七、一二、二五可決	五七、一二、三〇付託	五七、一二、三可決	五七、一二、二四可決	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議決	備考
第九十六回国会 40	行政書士法の一部を改正する法律案	地方行政委員長（五七、八、一七）	（五七、一二、二五送付）	五七、八、一八	五七、八、一九	五七、一二、二五修正	五七、一二、二五修正	五七、一二、二五	五七、一二、二五可決	五七、一二、二五可決	

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第二号）（衆議院送付）

五七、一一、三〇　内閣提出
一二、二四　衆可決
一二、二五　参可決

要旨

本案は、今回の補正予算において、所得税、法人税、酒税の減額が歳入に計上されたことに伴い、同税を基礎とする地方交付税交付金も当初予算計上額に対して一兆六千九百五十七億円が減額されることとなつたので、このような事態に対処するため、地方交付税法、交付税及び譲与税配付金特別会計法について次のような改正措置を講じようとするものである。

一、地方交付税の総額の確保を図る措置として、昭和五十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を一兆五千四百三十二億八千万円増額することとし、当該借入金の償還については借入純増加額の二分の一に相当する額を昭和六十三年度から昭和七十二年度までの各年度において、臨時地方特例交付金として一般会計から同特別会計へ繰り入れることとすること。

二、地方交付税の算定に当たり、地方公務員給与の基準とされている国家公務員給与の改定が見送られることとされたこと、老人保健法の施行が予定より遅れたこと等により、当初見込んだ財政需要に千五百二十四億円の減少が見込まれるため単位費用について所要の改正をすること。

三、普通交付税及び特別交付税の総額の算定基礎を改め、昭和五十七年度分の特別交付税の総額は当初の額どおりとすること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、昭和五十七年度分の所得税、法人税及び酒税の減収により、これら三税を基礎とする地方交付税交付金が減額されることとなりましたので、このような事態に対処するため、交付税特別会計において一兆五千四百億円余を借り入れて地方交付税の所要額を確保し、借入金の償還については、借入純増加額の二分の一に相当する額を臨時地方特例交付金として一般会計

から同特別会計に繰り入れ、また財政需要額の減少に伴い単位費用の改正を図ること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、明年度地方財政対策の方針、給与決定のあり方、地方財政計画と財政の実態等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して山田委員より反対、自由民主党・自由国民会議を代表して亀長委員より賛成、公明党・国民会議を代表して大川委員より反対、日本共産党を代表して神谷委員より反対、民社党・国民連合を代表して田渕委員より反対の意見がそれぞれ述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

行政書士法の一部を改正する法律案（第九十六回国会衆第四〇号衆議院提出）（本院継続審査）

九十六回国会　五七、　八、一七　衆地方行政委員長提出

八、一八　衆可決

参継続審査

九十七回国会　五七、一二、二五　参修正

一二、二五　衆可決

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、行政書士となる資格の引上げ

行政書士となる資格が与えられることとなる公務員としての行政事務担当期間を二十年（現行十二年）以上、高等学校を卒業した者等にあつては、十七年（現行九年）以上とする。

二、行政書士試験制度の改善

行政書士試験を国家試験とし、自治大臣は、その事務を都道府県知事に委任するものとする。また、行政書士試験に合格した者は、いずれの都道府県においても行政書士となる資格を有するものとする。

三、行政書士会登録即入会制への移行等

行政書士は、行政書士会に登録された時に、当然、当該行政書士会の会員となるものとするとともに、行政書

士が、他の都道府県の区域内に事務所を移転しようとするときは、登録を移転するものとする。

四、経過措置

この法律の施行の際現に行政書士である者及び旧行政書士試験に合格した者は、改正後の行政書士法の規定による行政書士となる資格を有するものとみなすとともに、行政書士でこの法律の施行の日において行政書士会の会員でないものは、この法律施行後六月を経過する日までに行政書士会の会員とならなかつたときは、その登録を抹消されるものとする。

五、施行期日

本法律は、昭和五十八年一月一日から施行する。

修正要旨

本法の施行期日について、原案において「昭和五十八年一月一日」とあるのを「昭和五十八年四月一日」に改めるものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、行政書士となる資格要件のうち、公務員経験期間の要件を引き上げ、行政書士試験を国家試験とし、行政書士は行政書士会に登録された時に当然会員となるものとする等所要の措置を講ずることを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、第九十六回国会において衆議院地方行政委員長より提案理由の説明を聴取し、継続審査のち、今国会において採決を行いましたところ、本法の施行期日を昭和五十八年四月一日とする修正案及び修正部分を除く原案を全会一致をもって可決、よって本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。